

## 平成27年度第3回野洲市総合計画外部評価委員会 会議要録

日 時：平成27年11月9日（月）午後2時30分～4時45分

場 所：野洲市役所 本館3階 第2委員会室

出席委員5名

（兵藤委員長、板倉委員、田中委員、中野委員、西川委員）

## ○ 議 事

- ・委員の辞任について
- ・当初評価（前回委員会での意見等）の確認
- ・評価対象事業の中間ヒアリング・意見交換

## ○ 委員の辞任について

- ・豊田委員より10月19日付けで委員辞任の申し出があった。このため、委員1名が欠員となり、委員を補充しても、最終評価のみの参画となる。本委員会は、当初、中間、最終と段階をふまえた評価を行っていることから、同等の判断を行うことが難しいと判断するため、委員を補充しないことを決定した。

## ○ 前回委員会結果の確認（事務局）

- ①当初ヒアリングの結果概要の確認
- ②中間ヒアリングでは、事業進捗を確認し、事業課題の抽出を行う。

## ○ 外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要

- ・事業全体および27年度事業の進捗について（担当課説明）
- ・今後の事業および事業の方向性について（担当課説明）
- ・意見交換

## ① 事業通番 2 児童虐待の防止（健康福祉部 家庭児童相談室）

＜今年度事業の概要、進捗の説明＞・・・進捗度：予定通り進行中

- ・市児童虐待マニュアルを作成した。社会資源を有効に活用するため、ガイドブックの作成に取り組む予定。幼稚園・保育園現場での虐待事案に対し適正な対応が行われるよう意見交換会を行う。
- ・児童虐待の未然防止として、アウトリーチ型支援（訪問型支援）の実施やCSP（コモンセンスペアレンティング）プログラムによる子育て・まちづくりの実践。

＜意見交換＞（○委員、→市回答）

○社会資源の発掘とは何か。

→制度はたくさんあるが、事案に対してどのような制度を使って支援を行えば良い

か分からなければ、制度を十分に活用できない。制度への正しい情報を持つことが必要である。また新しい事案が出てきた場合、野洲市に制度がないということが把握出来れば、制度をつくるなどの対策も検討できる。

○制度が立派であっても、具体的な情報を担当者が把握していないとうまく機能しない。

→虐待の事案には様々な背景がある。子育て分野の専門知識を持っていたとしても、その他の分野の制度による支援方法がわからないと十分な支援が出来ない。個々の事案に適切に対応するためには、幅広い分野の知識、情報が必要である。

○世代間の悪循環など、社会全体が悪い方向に向かっている。この悪循環を断ち切る行政の取り組みが必要である。今の子ども達に自己肯定感をもてるようにし、その子たちが親になった時に、良い家庭教育が出来るような仕組みをつくる必要がある。

→野洲市では、虐待の割合が県内でも比較的多く出ているが、それだけ多くの事案が支援に繋がっているということである。単語でしか会話ができないなど、コミュニケーションが図れない子どもが増えている。虐待に対する支援が主であるが、予防にも力を入れていく必要がある。

○虐待の原因のひとつとして、親が子を自分の所有物であると考えていることがあると思われる。子の人格を大切に、尊厳しなければならない。その意識を親に教育していく必要があるのではないかと。すなわち、虐待の問題の背景にある本質は、「人間の尊厳」である。この本質に対応した解決策を議論すべきである。

→児童虐待の定義が認知され、問題行動が目に見えるようになってきた。一方で家庭内での、コミュニケーション不足が大きな問題となっており、子どもへの悪影響が、次世代へ連鎖することを懸念している。

○現在は事案が発生してからの支援が主になるが、親の教育など、虐待防止の啓発について、どのような取り組みを行っているのか。

→CSP プログラムは子どもと向き合いながら子育てとするという考え。子どもが自己肯定感を持てることが大事である。子どもがやっていることに対して、親がしっかりと内容を説明しながら子育てをする。子どもがいる親だけではなく、これから親になっていく世代、特に高校生などに対して、子育てについて説明し、啓発に取り組む必要があると考えている。

○幼稚園や保育園に地域の声を聞くような仕組みや体制はあるのか。

→各園で地域との交流を持つ場を設けている。核家族が増えているなかで、自分たちの家族以外と交流することも大切だと考えている。

○幼稚園や保育園に相談する場は設けられているのか。

→保護者からの相談は個別に受けており、そこから市要保護児童対策地域協議会に繋げ、連携をとっている。

○行政や福祉、警察などネットワークを密にしていけないと見つかりにくい事案が

多くある。周囲との接触がない家庭は孤立が非常に見えにくく、支援に繋がりにくいのが、どういう形で見つけていくのか。また接触の仕方を誤ると更に孤立を生む可能性もあるので、難しいと考える。

→周囲との接触がないなど情報が入りにくい世帯は、発見が困難化しているため、地域の方々の見守りが必要となる。幼稚園や保育園に通っていない児童については、養育支援訪問事業で接触し、家庭内の状況を確認するように取り組んでいる。生活困窮世帯は子どもに十分な教育が与えられていない場合があるが、野洲市では、現在、週1回、ボランティアによる学習支援を行っている。野洲市では比較的、横の連携が上手くいっているのではないかと考えている。

○児童を対象とした取り組みが必要である。児童が相談できる取り組みはあるのか。

→県では電話相談が実施されており、どこの地域からの相談かが分かれば、市へ繋いでもらえる。小・中学生が対象となる。自分の言葉で説明できない乳幼児に対しては、周りが気をつけないといけないため、周囲の方に関心を持ってもらいたい。

## ②事業通番 30 地産地消の推進（環境経済部 農林水産課）

＜今年度事業の概要、進捗の説明＞・・・進捗度：予定通り進行中

- ・地産地消の推進について、新たな計画を検討する。
- ・水田における野菜の生産拡大については、新たに木部や高木などでキャベツの生産が始まった。学校給食における市内産野菜の利用促進については、前年度より5.4%増の28.8%の使用実績となった。
- ・おいで野洲まるかじり協議会において、各生産者や団体で実施している取り組みをつなげるため、今年度は地産地消の情報をまとめたマップを作成する。

＜意見交換＞（○委員、→市回答）

○今年度に検討する新たな計画とは。

→当初は5カ年計画である「ふるさとづくり計画」の検討を行う予定であったが、地産地消の取り組みを進める「おいで野洲まるかじり協議会」の構成を見直したことにより、新たな地産地消の計画を検討することとなった。

○他県との交流の際に、野洲市をPRしようとしたが、市を紹介するよい資料がなかった。行政のPR活動も積極的に行ってほしい。キャベツの生産に取り組む場合でも、キャベツを使った商品の開発など、もう一步踏み込んだPR方法が必要である。

→特産品を利用したなかでも、付加価値をつけることが大切であると考えている。野洲市では、たでを使った特産品を作っており、食育には繋がっているが、なかなか広がっていない。協議会のなかで、生産者が委員として入っているため、PR方法を協議していきたい。

○野洲市だけでは取り組みが限定されるため、滋賀県の野洲市という視点も大切だと

思う。滋賀県や他市の作物と組んで、取り組む必要がある。

→キャベツの生産については、県内大津南部地域での取り組みである。従来は葉物野菜についての生産が多かったが、高齢化等によって衰退し、生産量がおちている。そういう状況下を打開するために米作以外の作物として、大津湖南地域での取り組みを行っている。野洲市については、比較的若い方が農業の後継を目指しているので喜ばしいが、上手く後継者の転換ができるかどうか課題である。

○若い世代の農業者のやる気はどうか。

→本市は比較的、若い世代の農業者が多く、熱意を持って取り組んでいる。地方創生事業のなかでひまわり迷路を開催したが、若い農業者が率先して動いて実現した。野洲市としても支えていきたい。

○平成27年度予算はどう使っているか。

→スマイル市の運営の他に、今年は地方創生事業として、地産地消の情報をまとめたマップを作る予定をしている。マップは印刷物である方が分かりやすいのではないかと考えている。

○スーパーで販売されている滋賀県産の野菜は信頼と安心感を持って購入できると認識しているが、この点で、おいで野洲まるかじり協議会の役割はどうか。

→駅前でのすまいる市の販売をはじめ、顔が見える関係であることが大切である。

○地域経済の活性化がどうあるべきか。少子化社会であり、また TPP 問題もあるなかで、今後は量ではなく、いかに付加価値をつけていくかが重要である。市としての基本方針を立てて、生産者とともに考えていく必要がある。また周辺市町と協力して成長することも付加価値に繋がると考える。

○地元生産者が販売できる販売拠点をつくるのが大切。希望が丘文化公園は年間約80~100万人の利用があるが、地域の物産販売がない。周辺に道の駅などの地産地消を促進する拠点づくりが必要。

→野洲駅南口の整備のなかで、物産販売拠点をつくることを検討をしている。

### ③ 事業通番 64 債権の管理体制及び手法の整備（総務部 納税推進課）

＜今年度事業の概要、進捗の説明＞・・・進捗度：着手したが予定より遅延

- ・地方税法などの上位法の関係で、規則や要領の改訂、制定が遅れている。
- ・野洲市債権管理条例等運用連絡協議会を設置し、実務レベルのルール作りを行っている。担当職員だけでなく、市職員全体を対象に生活困窮者の対応について研修会を行った。
- ・債権の移管基準等の策定後、その基準に従い、個別の債権について、移管に関しての協議を行っている。また、法的措置を行う債権については、実施可能になるよう準備をしている。放棄債権（私債権）は、債権管理審査会に諮り、決定する予定。

<意見交換> (○委員、→市回答)

○進捗が遅れているのはなぜか。

→9月末までに規則改正を行う予定であったが、生活再建を併せて行うため、その調整と、実施した場合の各関係課との調整が必要であるため、遅延している。今年度中に運用の手順を定め、今年度後半から着手し、平成28年度からの運用開始を想定している。

○事業全体で3カ年というスケジュールであるが、どのようなスケジュールなのか。

→移管基準等のマニュアルを今年度中に作成予定。今年度後半から着手し、来年度から本格的に取り組んでいく。出来るだけ生活再建に繋げていけるように取り組んでいきたい。また運用していくなかで、マニュアルや基準の修正が必要であれば、適宜行っていく。

○滞納債権の一元管理体制はどの段階でしていくのか。

→基準が決まり次第、関係課に放棄債権または法的処置が必要な債権の有無を確認する。事案があった場合、本事案に対し他に債権が無いか関係課に確認をし、情報を集約する。また法的措置をとる前に本人と相談・協議を行い、決めていく。

○基本的体制については今年度中に出来るのか。来年度以降は運用に対する評価となるのか。

→体制は今年度中に整うように取り組む。法的措置については、夏ぐらいから行っていく予定。債権放棄については、今年度の冬ぐらいになる。

○進捗度3であるが、今年度内に整えば順調であると考えた方がよいのでは。

→4月に条例が制定されているため、本来4月から運用できればよかったが、出来るだけ早く進めていきたい。

○基準を定めれば進んでいくのか。

→債権によって基準が様々である。法的措置といっても市営住宅であれば、退去であるとか、水道であれば止水であるなど、債権によって対応は様々であるため、具体的な内容を取り込み、使えるシステムにしないといけない。

○児童虐待の世代を超えた負の連鎖とならないよう、野洲市の生活困窮者を減らす取り組みは重要である。単なる債権管理にとどまらずに生活再建に繋げる市の姿勢は良い流れであると評価できる。

○職員向けの研修会(10月14日開催)の内容はどのようなものであったか。

→税務課では分納相談を行っており、クレジット(借金)があれば、市民生活相談課へつなげようとするが、本人が拒否をするケースが多々ある。どの課においても生活困窮者との対応が行えるように、全職員対象に研修をおこなった。

○この事業の予算はどういった用途に支出されるのか。

→法的措置を行った場合の裁判費用等を予算計上している。また、職員の研修会にも力を入れたいと考えている。

○債権放棄を行った場合の議会への報告はどのような形で行うのか。

→議会に対して、どの費目で何件あったのかという報告になる。原課より債権放棄の依頼があった場合は、債権管理委員会にかけ、決定する。

○市民に対してしっかりと説明を行っていくため、債権を放棄した結果によって、どのように生活再建面での効果があったのか、一定段階で、結果の検証が必要である。

○皆に平等にできるシステムにはならないのか。クレジット（借金）がたくさんあって、保育料を払えないことについて、自己責任である感もある。

→本人の責任ではあるが、まずは生活困窮についての対応を行う。対象者が子育て世帯であったりする場合は、その子どもにまで影響が出てくるため、切り分けが難しい問題である。

○野洲市の取り組みは、他市と比べても特殊なのか。

→債権管理条例はほとんどの市町が取り組んでおり、主として市債権を放棄するために制定をしている。また債権回収でも、年間数件しかないものを各課が個別で行うより、一括管理し、徴収経験を積んで取り組む方が、効率がよいので、このために取り組んでいる市町もある。しかし、野洲市の取り組みは、市民生活相談課の生活再建機能と連携することにより、他に例のないものとなっている。

#### ○最終評価イメージの確認

・最終評価のイメージ、作業について事務局より説明。

○最終評価について

・平成26年度と同様に「必要性」、「有効性」、「合理性」の3つの視点から外部評点を決定する。視点ごとに5点満点で評価し、各評点を外部評点として積み上げる。

＊外部評点は各委員の仮評価を事前聴取し、この内容を基に最終評価を実施する。参考として最終ヒアリング資料を事務局より事前送付する。

#### ○次回会議日程について

・次回委員会は、事務局で調整後、各員へ連絡する。

→調整の結果、平成28年2月10日（水）13時30分から開催とする。